



## 実践 人事労務管理シリーズ Vol.2

## 『同一労働同一賃金と残業上限規制への対応』のご案内

「働き方改革関連法」が2018年6月29日に成立しました。

また、6月1日には同一労働同一賃金(労働契約法20条)に関する最高裁判断が出ました。

働き方改革関連法、特に**同一労働同一賃金と残業上限規制は、経営に与える影響が多岐にわたり、その内容を正確に理解することが喫緊の課題**です。

そこで本セミナーでは、同一労働同一賃金に限らず、**今回の改正法それぞれの最重要ポイントと実務対応策**について解説します。

日時 2018年10月2日(火) 13:30~16:30

会場 札幌駅前ビジネススペース カンファレンスルーム 2I  
札幌市中央区北5条西6丁目 第二北海道通信ビル二階 TEL 011-252-7719

## カリキュラム概要

- ① 同一労働同一賃金の法改正について
- ② 労働契約法20条(同一労働同一賃金)に関する最高裁をはじめ各裁判の動向
- ③ 「7つのステップ」で考える同一労働同一賃金法への企業対策
- ④ 残業上限規制と実務対策
- ⑤ 2019年4月から全企業で義務化される年次有給休暇の強制消化と備え
- ⑥ 安衛法の改正で義務化する管理職の時間管理
- ⑦ その他法改正ポイント整理と実務対策

講師

石田 和彦 氏 (社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所 代表社員)

対象・定員

対象 経営者、経営幹部  
定員 30名(先着順、定員になり次第締め切らせていただきます)

受講料(消費税込)

道銀NVC会員、ビジトレ会員、道銀経営塾・共栄会会員、  
らいらっく会会員、ほがらか会会員の皆様 **16,200円/人** 一般の皆様 **21,600円/人**

主催

ほくほくフィナンシャルグループ、北海道銀行、(株)道銀地域総合研究所  
(協賛/道銀・日経ベンチャー経営者クラブ)

お問い合わせ・お申し込み先

※お申し込み受付後、受講票と請求書をお送りいたします。

(株)道銀地域総合研究所 〒060-8676 札幌市中央区大通西4丁目1番地道銀ビル別館  
TEL: 011-233-3561 FAX: 011-207-5220 E-mail: seminar@doginsoken.jp

<http://www.lilac.co.jp/doginsoken/>

『同一労働同一賃金と残業上限規制への対応』 申込書

株式会社 道銀地域総合研究所 行

(お申込受付：2018年9月28日まで)

<FAX 011-207-5220 または seminar@doginsoken.jp>

ご参加者	氏 名		お 役 職
	フリガナ ( )		
	①氏名		
ご参加者	フリガナ ( )		
	②氏名		
ご参加者	フリガナ ( )		
	③氏名		
貴社名	フリガナ		
貴社住所	〒		
電 話		FAX	
	E - M A I L		
お取引店	北海道銀行	支店	業種
	北陸銀行	支店	
会員・一般の種別を○で囲んで下さい	(道銀NVC会員) (ビジトレ会員) (道銀経営塾・共栄会会員) (らいらっく会会員) (ほがらか会会員) (一般)		
連絡ご担当者	役職名	お名前 (フリガナ)	

※本セミナーは、(株)ほくほくフィナンシャルグループの(株)北海道銀行と(株)道銀地域総合研究所の共催で道銀・日経ベンチャー経営者クラブの協賛で開催いたします。参加申込書にご記入いただきました個人情報、参加者名簿(記録用、講師用)の作成に利用させていただきます。ご記入いただいた住所、FAX、E-mailアドレスなどに事務連絡のほか、日経BP社および日経BPグループ会社から各種ご案内(刊行物・展示会・セミナー等)やアンケート、広告主等の製品やサービスのご案内をさせていただく場合があります。また、本セミナーに参加申し込みいただいた方には、ご登録いただいた住所、FAX、E-mailアドレスなどに、(株)北海道銀行、(株)北陸銀行および(株)道銀地域総合研究所から直接、事務連絡やサービスのご案内をさせていただく場合があります。(株)道銀地域総合研究所が登録情報を取りまとめ、(株)北海道銀行ならびに(株)北陸銀行にお渡しいたします。それ以降は、各社の責任において管理されます。ご同意いただけただけの方のみ、お申し込みをお受けいたします。